

食品表示（ひんしゅひょうじ）に関してお困りの事業者様に 『相談窓口』を開設しています。お気軽にご相談ください。

食品表示 相談窓口のご案内

島根県しまねブランド推進課委託事業 「衛生管理力向上伴走支援事業」

最近、食品表示基準等の改正が多く行われています。
しかし、食品表示法は煩雑でわかりにくいものも多く、
食品表示基準等の改正の都度、対応しなければならず、お
困りの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。
これらの食品表示に関するお悩みごとの解決をお手伝い
するため、相談窓口を設けております。



相談は**無料**です。

お気軽にお問い合わせ
ください。

食品表示アドバイザーが相談に応じます！

対応できる相談内容

食品表示（一括表示および栄養成分表示）の作成に関する相談

※事業者自らが表示を作成できるよう、作成方法の説明や関連法令に関する助言をいたします。

対象者

島根県内の食品製造事業者および食品加工事業者

相談方法

☎お電話でのご相談 0852-24-0207

✉メールでのご相談 syokuhin@kanhokou.or.jp

👤アドバイザーとの対面によるご相談も受け付けています



相談によっては、回答に時間を要する場合がございます。ご相談される際には余裕をもってご相談ください。
なお、アドバイザーとの対面による相談は予約制です。希望の方は事前にお電話等でご予約ください。

公益財団法人

島根県環境保健公社

環境事業部 環境事業推進課

〒690-0012

島根県松江市古志原一丁目4番6号

TEL: 0852-24-0207

FAX: 0852-55-4525

※ 相談をご利用された事業者の方に、事業目的に関連した聞き取りを実施する場合がございます。予めご了承ください。